

## 科目評価、進級、卒業要件等

### 学則 第3章 教育課程、授業時間及び教職員組織

(単位取得の認定、学習の評価)

第12条 学校長は、試験の成績、平素の学習状況、出席状況等を総合評価し、該当科目の単位の認定を行う。

- 2 出席時間数が第8条に定める時間数の10分の7に満たない者については、当該科目の単位の認定をしない。
- 3 試験の成績は授業科目ごとに100点満点とし、60点以上を合格とする。ただしその評価については別に定める。

### 学則施行細則 第2章 評価基準

(科目評価)

第4条 各科目については評価試験を行い、確認試験と期末試験の合計(100点満点)でAからFの6段階評価で評定する。

2. A・B・C・Dを合格とし、E・Fを不合格とする。

A	—	90点~100点	}	合格
B	—	80点~89点		
C	—	70点~79点		
D	—	60点~69点		
E	—	出席不良	}	不合格
F	—	59点以下 (不合格)		

- 3 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点(いわゆるGrade Point Averageに相当するもの。以下「GPA」という。)を用いる。
- 4 前項に定めるGPAは、2項の成績評価に以下の評価点をそれぞれ与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。  
A-4.0 B-3.0 C-2.0 D-1.0 E-0 F-0
- 5 GPA対象以外の科目については次の評価基準とする。  
S — 合格 (ABC等の段階評価なし)  
U — 不合格 (ABC等の段階評価なし)  
TC — 他校等で履修した単位の認定

尚、柔道整復師科および鍼灸師科の基礎分野科目のうち、柔道整復師科は3科目、

鍼灸師科は2科目について、放送大学の科目履修をもって単位とすることとする。  
その成績基準は次のように行う。

放送大学学則による成績評価基準 ⇒ 本校での成績換算（第4条の内容）

○A（100点～90点）	⇒A	}	合格
A（89点～80点）	⇒B		
B（79点～70点）	⇒C		
C（69点～60点）	⇒D		
D（59点～50点）	⇒F	}	不合格
E（49点～0点）	⇒F		

（卒業・進級基準）

第12条 学年ごとに各必修科目合格（第4条）の評価を得た者は必要単位数取得者となり、進級することができる。

2. 卒業時までカリキュラム全科目を履修単位数取得し、卒業判定会議にて合格し、学校長が適当と認めた者は卒業となる。
3. 各学年必修科目の未履修および単位数未取得（第4条の不合格）がある者は留年対象となる。（特別補講対象者を除く）
4. 柔道整復師科・鍼灸師科においては、実技認定試験（認定実技審査）にも合格が必要となる。
5. 但し、3.において単位制導入学年は最低履修単位数を取得できなかった者とする（単位制については別に定める）